

新規交付申請手続きに関するQ & A

□合格通知書受領から交付申請書発送まで

●交付申請書及び添付書類について

Q) 合格証明書の送付先を自宅住所と違う住所に変更したいのですが。

A) 交付申請書の合格証明書送付先欄に、**二重線で訂正（見え消し）**し、**朱書き**で、郵便番号、都道府県名、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入してください。なお、合格証明書送付先欄は、変更の有無にかかわらず証明書類の提出は不要ですが、受検者本人の手元に確実に届く住所としてください。

Q) 交付申請に戸籍抄本（又は戸籍謄本）の添付は必須ですか。

A) 氏名に変更があった場合のみ必要となります。交付申請書に印字してある氏名に変更がなければ添付の必要はありません。

Q) 合格通知書に交付申請書が付いていません。

A) 合格通知書がハガキの場合には圧着タイプとなり3枚に開きます。開くと申請書を確認できます。

Q) 交付申請書の本籍欄には市区町村名以下の記入（〇市～）も必要ですか。

A) 印字してある都道府県名のみで大丈夫です。ただし、都道府県名の変更がある場合は**朱書き**で訂正してください。

Q) 交付申請書の書き損じをしてしまった場合、どうすればいいですか？

A) 二重線で訂正（見え消し）で、正しい内容を空いている箇所に記入してください。訂正印は必要ありません。

●申請方法について

Q) 申請手続きは、期限内に行わなければならないのでしょうか。また、行わなかった場合には罰則などはあるのでしょうか。

A) 期限内に行わなかった場合に罰則などはありません。

今回の申請期間までに申請出来なかった場合でも、今後申請することは可能です。申請手続きの方法が本案内と異なりますので、その際は4ページ「口お問合せ」に掲載されている東北地方整備局までお問い合わせください。

Q) 会社で複数の人が合格しています。その人たちの申請書を一つの封筒で一緒に送付してもよろしいでしょうか。

A) 個人資格のため、申請者本人が記入・確認のうえ申請手続きを行ってください。会社等による複数の方の申請はお断りします。

(次のページへ続く)

Q) 受検申込時には会社でまとめて申込できましたが、なぜ今回はできないのでしょうか。
A) 受検申込のときにも二人以上の同封郵送はお断りしております。必ず、申請者本人が記入・確認のうえ申請手続きを行ってください。

Q) 1級と2級の第二次検定に同時に合格しましたが、まとめて郵送してもいいですか？

A) ひとつの封筒にまとめて郵送していただいても構いません。その場合の送付先は、「〒150-8681 渋谷郵便局留 日本情報産業(株) 建築1係(2級同時申請)」と記載してください。ただし、**交付申請書・収入印紙は1級・2級それぞれに必要**となりますのでご注意ください。氏名に変更がある場合は、戸籍謄本(又は抄本)の原本は1部で構いません。

Q) 引越しの予定があります。その場合、合格証明書送付先欄はどのようにすればいいですか。

A) 交付申請書提出時点での住所(引越し前の住所)で申請してください。郵便局に転居届を提出しておけば、郵便物が転送されますのでご利用ください。

発送予定時期(申請期限から約1ヶ月半後)に転居が完了している場合(住所が確定済)は、転居後の住所で申請しても構いません。

Q) 申請書類を折って、定型の封筒で申請してもいいですか。

A) 書類は折って構いません。封筒のサイズも問いませんので定型で問題ありません。

Q) 普通郵便で送付しても大丈夫ですか。

A) 郵便によるトラブルがあった場合(届かない等)、普通郵便では追跡ができず、原因の特定が困難となるため、必ず**簡易書留で申請**してください。書留依頼書の控えは合格証明書を受領するまで大切に保管してください。**普通郵便で送付された場合のお問い合わせにはご対応できかねますのでご了承ください。**

Q) 合格証明書の送料及び返信用の封筒は同封しなくてよいのですか。

A) 収入印紙代(2,200円)は送料及び封筒代を含んだ金額となっておりますので、交付申請書に収入印紙2,200円分を貼っていただければ、別途送料・封筒代は必要ありません。

□交付申請書発送後

●申請書類の不備について

Q) 送付した書類に不備がないかどうか、事前に確認してほしい。

A) 申請期間中は申請書類が殺到するため、お問い合わせによる事前確認はお断りしております。申請書類に不備がありましたら発行元である日本情報産業(株)より電話連絡がありますので、その指示に従って手続きしてください。

(次のページへ続く)

●合格証明書の送付について

Q) 合格証明書を郵便ではなく、宅配便、メール便で送ってほしい。

A) 郵便法により、合格証明書は信書扱いとなりますので、郵便以外の方法で送ることはできません。

Q) 昼間は会社なので郵便物を受け取れません。

A) 郵便配達時に不在であった場合は、郵便局からの不在票（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が郵便受けに入っていると思います（保管期間は1週間程度）。不在票の案内に従って、郵便物を受け取ってください。

Q) 合格証明書の交付申請をしたのに合格証明書が届きません。

A) 申請書類に収入印紙貼付漏れや不足などの不備があった場合、電話連絡をしますので、その指示に従って手続きしてください。

申請期限までに交付申請を行ったにもかかわらず、合格証明書が届かない場合又は電話連絡がない場合は、4ページ「□お問合せ」にあります東北地方整備局へお問い合わせください。

□合格証明書について

Q) 合格証明書はどういったものになりますか。

A) B5サイズの免状タイプのもになります。他のタイプはありません。

Q) 合格証明書番号を知りたいのですが。

A) 交付申請手続きの事務処理が完了するまでは、合格者証明書号はありません。後日、発送されます「合格証明書」に記載されていますのでご確認ください。

Q) 受検番号と合格証明書番号は違うのですか。

A) 受検番号と合格証明書番号は違います。交付申請手続きの事務処理が完了するまでは、合格証明書番号はありません。

Q) 合格証明書に期限はありますか。定期的に更新が必要ですか。

A) 期限も定期的な更新もありませんので、そのままお使いいただけます。

□その他

Q) 監理技術者資格者証に関する手続きが知りたい。

A) 監理技術者資格者証交付については、下記へお問い合わせください。

一般財団法人 建設業技術者センター

連絡先 (TEL) 03-3514-4711

<https://www.cezaidan.or.jp/managing/about/index.html>

□お問合せ

●お問い合わせ時間

平日 9:15~12:00 及び 13:00~17:15

あなたの現住所	担当地方整備局等
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒980-8602仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 電話：022-225-2171(代)

※合格証明書の交付を希望される方は、このチェックリストで確認願います

合格証明書交付申請チェックリスト

I 交付申請書記載内容の訂正の有無

- ない ⇒ 「II」へ進む
- ある ⇒ 氏名・生年月日・種目が誤っている ⇒ 建設業振興基金へ連絡する
(03-5473-1581)
 - 氏名を変更した ⇒ 戸籍謄本又は戸籍抄本の原本1部用意した
⇒ 変更した箇所に二重線を引いて朱書き訂正した
 - 本籍・送付先を変更した
⇒ 変更した箇所に二重線を引いて朱書き訂正した
(住所の訂正は、郵便番号、都道府県名も記入した)

II 電話番号の記入

- 日中連絡が取れる電話番号を記入した

III 2,200円分の収入印紙を用意する

- 収入印紙で間違いが無い(収入印紙以外無効(収入証紙×、切手×))
- 金額は、2,200円分である



合格通知書に添付されている交付申請書に上記収入印紙を貼付

- 所定の位置(交付申請書の表面)に貼付した

IV 申請書送付用封筒の用意

- 合格通知書(裏面右下)に印刷されている宛名又は次ページの宛名を切り取って封筒の表面に貼った(又は手書きした)
- 封筒の裏面に自分(差出人)の住所・氏名を記入した
- 交付申請書を封筒に入れた
 - 氏名を変更した方
 戸籍謄本又は戸籍抄本の原本1部を封筒に入れた

V 発送手続き

- 郵便局で**簡易書留**の手続きをした
- 郵便局から発行された簡易書留の依頼書の控えを保管した(スマホに写真で保存等)
※問合せ時に必要になりますので合格証明書が手元に届くまで大切に保管してください。
※普通郵便で送付され到着の確認がとれず、再度簡易書留で送付いただく事象が発生しておりますので、
必ず**簡易書留**で送付してください